

学納金の軽減措置について

経済的な理由で学納金の納付が困難なご家庭に対して、以下のような支援制度がございます。なお、軽減制度につきましては、高知県私立学校授業料減免補助金(授業料減免措置を実施する学校法人に対し、県が補助金を交付する)を活用しており、県の事業に変更があれば、本校の制度も変更される可能性があります。

詳細に関しては、事務室までお問い合わせ下さい。

TEL 088-833-4394 担当 合田

○高校生対象

就学支援金・学納金軽減制度

高等学校の学納金(授業料及び教育設備充実費 [月額 36,000 円])に対する国や本校独自の軽減措置です。

(円)

対象者		軽減制度	A + B 負担軽減額合計	A 高等学校等 就学支援金 (国より支給)	B 軽減制度 (学校が軽減)
道府県民税と市町村民税の 所得割額の合算 (保護者合計)					
1	非課税または生活保護世帯		36,000	24,750	11,250
2	85,500 円未満		36,000	19,800	16,200
3	257,500 円未満		14,850	14,850	
4	507,000 円未満		9,900	9,900	
5	507,000 円以上		就学支援金、軽減制度とも適用なし		

※ 失業や保護者の死亡等本人の意思に基づかない理由で家計が急変し、1と同程度に困窮した場合にも、軽減措置が適用されます。(証明する書類の提出が必要になります。)

上記以外にも次のような県からの支援制度もあります。

高知県高校生等奨学給付金

非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成に応じて、年間 52,600 円 ～ 138,000 円程度の奨学給付金が支給されます。

※ 扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって給付額が異なります。

※ 保護者等が高知県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

高知県高等学校等奨学金

保護者の方が高知県に居住され、経済的な理由により就学が困難な方に貸与されます。

⇒高知県教育委員会事務局高等学校課 奨学金担当 (088-821-4893)にお問い合わせ下さい。

○中学生対象

学納金軽減制度

中学校の学納金(授業料及び教育設備充実費 [月額 36,000 円])に対する本校独自の軽減措置です。

(円)

対象者		軽減制度	負担軽減額合計	軽減制度 (学校が軽減)
当該年の市町村民税所得割額 (保護者合計)				
1	非課税または生活保護世帯		36,000	36,000

※ 失業や保護者の死亡等本人の意思に基かない理由で家計が急変し、1と同程度に困窮した場合にも、軽減措置が適用されます。(証明する書類の提出が必要になります。)

※ 他にも独自の制度がある市町村もありますので、お住まいの役所にお問い合わせ下さい。